



# 青森県報

第二千五百五十八号

平成十五年四月九日(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青い森セントラルパーク条例の施行期日を定める規則……………	(新幹線・交通政策課)……………	一
青い森セントラルパーク規則……………	(同)……………	一

### 告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………	(市)……………	三
右 同……………	(同)……………	三
右 同……………	(同)……………	三
右 同……………	(同)……………	三
公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………	(漁港)……………	三
建築基準法第五十二条第七項の規定の適用を受けない区域の指定……………	(整備)……………	三
公 告……………	(建築住宅課)……………	五
県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課)……………	五
建設業者の許可の取消し……………	(八戸)……………	五
右 同……………	(整備事務所)……………	五
右 同……………	(五所川原)……………	六
右 同……………	(県土整備事務所)……………	六
教育委員会……………	(事務)……………	六

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序

を定める規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課)……………六

### 正 誤

平成十五年三月三十一日号外第二十五号条例中……………(税務課)……………七

## 規 則

青い森セントラルパーク条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年四月九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十四号

青い森セントラルパーク条例の施行期日を定める規則

青い森セントラルパーク条例(平成十五年三月青森県条例第二号)の施行期日は、平成十五年四月二十五日とする。

青い森セントラルパーク規則をここに公布する。

平成十五年四月九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十五号

青い森セントラルパーク規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青い森セントラルパーク条例(平成十五年三月青森県条例第二号)第七条の規定に基づき、公園の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第二条 青い森セントラルパーク条例第三条第一項の規定による許可を受けようとする者は、行為許可申請書(別記様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成十五年四月二十五日から施行する。

別記様式(第2条関係)

行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

青森県知事

殿

住 所

氏 名

法人にあっては、名称及び  
代表者の氏名  
(電話番号)

公園内における行為の許可を受けたいので、青い森セントラルパーク規則  
第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

行 為 の 種 類	年 月 日 から 年 月 日まで	行 為 を 行 う 時 間	時 分 から 時 分 まで	行 為 を 行 う 場 所	行 為 の 内 容
					物品の販売 又
					物品は
					従事する人員
					品目
					料金等徴収の有無
					有・無
					競技会・展示 会等の催し
					参加予定人員
					行為の面積
					m <sup>2</sup>
					募 金 ・ 動 員 等
					従事する人員
					人
					従事する人員
					人
					ロケーション
					撮影のため使用する 主な器具、機械等
					種 別
					数 量
					人
現 場 責 任 者	住 所				
	氏 名	(電話番号)			
受 付 年 月 日	指 令 第 号	殿	青 森 県 知 事	年 月 日	
			上記申請については、申請のとおり許可する。		
			条 件		

注 1 競技会・展示会等の催し及びロケーションの場合は、行為する場所を示す図面を添付すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

告 示

青森県告示第二百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を佐井村大字長後字沼ノ平に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月九日

青森県知事 木 村 守 男

下北郡佐井村大字長後字沼ノ平国有林二九八林班イ小班に隣接する公有水面埋立地三、〇一四・四四平方メートル

青森県告示第二百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を佐井村大字長後字六間に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月九日

青森県知事 木 村 守 男

下北郡佐井村大字長後字六間六〇の一の地先公有水面埋立地 五九八・〇〇平方メートル

青森県告示第二百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を佐井村大字佐井字湯ノ川越に編入する旨の届出があったので、同法

第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月九日

青森県知事 木 村 守 男

下北郡佐井村大字佐井字湯ノ川越一の一、一の一三、字矢越八一に隣接し、並びに字湯ノ川越一の二六の地先公有水面埋立地 八、〇〇一・五六平方メートル

青森県告示第二百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を佐井村大字佐井字矢越に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月九日

青森県知事 木 村 守 男

下北郡佐井村大字佐井字矢越八一に隣接し、並びに六八の一から六八の三、六八の五の地先公有水面埋立地 七四九・〇五平方メートル

青森県告示第二百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成九年九月三日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十五年三月二十八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで大畑町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十五年四月九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
- 1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡大畑町大字大畑字上野一七番から九六番七、同所字水木沢三二番五七から四一四番及び水路である国有地地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から㉑の地点までを順次に直線で結んだ線及びの地点と㉑の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（TPプラス〇・六八八）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 X座標プラス一五五六七八・三七一
- の地点 Y座標プラス 二八六三七・四九九
- の地点 X座標プラス一五五七八六・一四八
- の地点 Y座標プラス 二八七五〇・一三四
- の地点 X座標プラス一五五七四九・六一九
- の地点 Y座標プラス 二八七八五・七八三
- の地点 X座標プラス一五五七五四・一八五
- の地点 Y座標プラス 二八七九〇・三四六
- の地点 X座標プラス一五五七四三・六〇一
- の地点 Y座標プラス 二八八〇〇・五六七
- の地点 X座標プラス一五五七三四・六〇三
- の地点 Y座標プラス 二八七九二・三四九
- の地点 X座標プラス一五五七二三・七九六
- の地点 Y座標プラス 二八七八五・三三四
- の地点 X座標プラス一五五七一・九九二
- の地点 Y座標プラス 二八七八〇・〇六九
- の地点 X座標プラス一五五六九九・五五六

- の地点 Y座標プラス 二八七七六・八〇〇
- の地点 X座標プラス一五五六八六・七五八
- の地点 Y座標プラス 二八七七五・五六一
- の地点 X座標プラス一五五六七三・七六五
- の地点 Y座標プラス 二八七七五・九一八
- の地点 X座標プラス一五五六六一・一五四
- の地点 Y座標プラス 二八七七八・七四三
- の地点 X座標プラス一五五六四九・〇一二
- の地点 Y座標プラス 二八七八三・〇四六
- の地点 X座標プラス一五五六三七・七二九
- の地点 Y座標プラス 二八七八九・四八七
- の地点 X座標プラス一五五六二二・八四六
- の地点 Y座標プラス 二八八〇〇・〇八五
- の地点 X座標プラス一五五六〇八・七〇一
- の地点 Y座標プラス 二八八一・八七三
- の地点 X座標プラス一五五九五・四一四
- の地点 Y座標プラス 二八八二四・六〇四
- の地点 X座標プラス一五五五八二・九七〇
- の地点 Y座標プラス 二八八三八・三二七
- の地点 X座標プラス一五五五七一・四二四
- の地点 Y座標プラス 二八八五二・九七八
- の地点 X座標プラス一五五五六六・四四八
- の地点 Y座標プラス 二八八六一・三一五
- の地点 X座標プラス一五五五六二・九五八
- の地点 Y座標プラス 二八八七〇・四五一
- の地点 X座標プラス一五五五六一・〇六二
- の地点 Y座標プラス 二八八八〇・一二七
- の地点 X座標プラス一五五五六〇・八六〇
- の地点 Y座標プラス 二八八八九・九四〇
- の地点 X座標プラス一五五五六二・四〇五
- の地点 Y座標プラス 二八八九九・七六三
- の地点 X座標プラス一五五五六七・三二二

㉑の地点

- Y座標プラス 二八九一・四六七
- ②⑥の地点 X座標プラス一五五五七・九一七  
Y座標プラス 二八九二〇・三一六
- ②⑦の地点 X座標プラス一五五五三・二四八  
Y座標プラス 二八九一五・六五五
- ②⑧の地点 X座標プラス一五五三四・四〇三  
Y座標プラス 二八九三三・五七〇
- ②⑨の地点 X座標プラス一五五四二・六〇三  
Y座標プラス 二八八一五・六二二

3 面積

四二、六四三・〇六平方メートル

青森県告示第二百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二條第七項第一号の規定により、同項の規定の適用を受けない区域を次のとおり指定する。

平成十五年四月九日

青森県知事 木 村 守 男

弘前広域都市計画区域（弘前市の区域を除く。）、八戸都市計画区域（八戸市の区域を除く。）、黒石都市計画区域、五所川原都市計画区域、十和田都市計画区域、三沢都市計画区域、むつ都市計画区域、平内都市計画区域、蟹田都市計画区域、鱒ヶ沢都市計画区域、木造都市計画区域（森田村及び柏村の区域を除く。）、浪岡都市計画区域、板柳都市計画区域、鶴田都市計画区域、野辺地都市計画区域、七戸都市計画区域、六戸都市計画区域、上北都市計画区域、東北都市計画区域、六ヶ所都市計画区域、大畑都市計画区域、三戸都市計画区域、五戸都市計画区域及び階上都市計画区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び商業地域の区域

公

告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、浪岡地区の県営土地改良事業（農村振興総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月九日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年四月十日から同年五月九日まで

三 縦覧の場所

浪岡町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年四月九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 ユーホーム
- 二 氏名 川守田 悦夫
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館二丁目三三の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一七四六三号
- 五 取消年月日 平成十五年三月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十五年三月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年四月九日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 有限会社工藤住建
- 二 代表者の氏名 工藤 清敏
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字飯詰字沢田八五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六一七四号
- 五 取消年月日 平成十五年三月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十五年二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年四月九日

青森県教育委員会教育長 花田隆則

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「齊藤勉」を「水木洋」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

平成15年 外第25号	発行年月日 番号
条 例	区 分
第 四 八 号	番 号
四	ペ ー ジ
上	段
四	行
法 律 第 号	誤
法 律 第 八 号	正

税  
務  
課

正  
誤

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭